

# 經濟論叢

第八十三卷 第三號

---

- ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景  
.....田 中 真 晴 1
- 外部節約について.....鎌 倉 昇 23
- 石炭鋳業国家管理における経理・資金の問題  
.....岡 田 賢 一 39
- 林業労働の存在形態(2).....林業労働研究班 56
- 

昭和三十四年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 石炭鋳業国家管理に

## おける經理、資金の問題

岡田賢一

まえがき

敗戦につづく経済的混乱のなかでわが国の石炭鋳業に対する国家管理が提起された。それは社会党の政策綱領を先頭とする「社会化原理」と民主党案をもって代表される「増産原理」との間にかもしだされたイデオロギーの対立のうちに、混濁した政治的な駆け引き妥協の過程をへて、結局傾斜生産方式のなかに位置づけられ、石炭増産——石炭鋳業再建——大手筋炭鋳諸資本の復興という政策体系の一端をなす臨時措置として施行された。現在の視点にたつてこの炭鋳国家管理をふりかえるとき、それが戦後日本経済のあゆんだ道程の中に、いいかえれば財閥資本を中軸とする独占資本の再建過程の礎石の一つとして、まさしく配置されていたことを理解することができる。

およそ産業の国家管理自体は資本主義経済のうちから生起する産業経営の私企業的破端の事態を救済することを直接の目的

としてなされる国家的政策措置である。しかしながらこの施策を現段階における政策路線のなかに位置づけるならば、一方には資本主義の修正温存につながる危機的企業経営の賦活、他方には社会主義経済への端緒的移行過程としての私企業経営の社会化という二つの政策志向の展開点たる性格をかねそなえている。すなわち私企業経営による産業的破端を國家資金の投入によつてささえ、財政投融资による私経営の回生を図るべき合法的企業体制を実現する施策たるか、あるいは私企業経営の限界に終止符をうち、経営の社会化を実現して、産業固有化への基盤を確保するための施策たるかという二つの政策体系の分岐点としての意義をもつ。そして二つの政策志向が現段階に照応して展開されるとき、前者は独占資本に対する國家資金の奉仕体制の確立、後者は社会主義体制実現のための管制高地の掌握という歴史的使命を担うものと考えることができよう。

昭和二三年に施行された石炭鋳業の国家管理は「増産原理」

を標榜して施行された。そして出炭の向上という一点においては、炭価、資材投入などの一連の政策措置によってかなりの成果を取めえたといえよう。だが増産第一主義にかかると右の諸政策のうちにも、大手筋諸炭鉱の優位的な再建を企図する政策志向を見いだすことができるが、この国家管理施策が決定的に石炭独占資本の体内で消化され、崩解に瀕した大手筋諸炭鉱資本の回復と再建のために吸収されつくしたのは、私企業経営の死命を制する資金経理問題の処理過程においてであったと考える。本稿はかかる視点にたつて、国家管理下の石炭鉱業の経理と資金事情を分析しようとしたものである。

### 一 「管理法」と資金規定

まず「管理法」と資金規定との関係にふれておこう。

炭鉱国管の基本法たる臨時石炭鉱業管理法においては資金に関する規定条項はなく、資材の場合の関連産業に対する協力命令のようなものすら存在しない。およそわが国の石炭鉱業の経理は、周知のように戦時経済以後国家資金への依存度が高く、国家管理を政策日程にのせるべき端緒をなした「炭鉱の所有権並に補助金支出の方法に関するマックアーサー書簡」(二一・九・四)においても指摘されており、戦後の石炭鉱業再建政策としてその改革が要望されたのである<sup>2)</sup>。しかるに管理法においては資金に関する条項は、政府与党内の対立を回避してあえて

規定されなかった。これについては与党たる社会党と民主党の国管構想のうち資金関係に関して若干の紹介をしてみよう。

昭和二十一年九月二〇日「国有化を前提とする石炭の社会的国家管理に関する政策の草案」を発表した社会党は、片山内閣の成立にともなう政局の事趣から「国有化」を棚上げして、二十二年七月一四日に「民主的炭鉱国家管理案大綱」と銘うった社会党案を発表した。そのなかで資金については次のように規定している。

「(4)資金計画並に資金の斡旋は中央、地方委員会資金部会がある。融資は国家で保証する。

(4)炭鉱経営については独立採算制をとり、赤字は中央委員会の決定を経て国家が補償する。」

すなわち社会党案では、強力な現場炭鉱の一元的国家管理を目標とし、これにともなう資金計画と融資保証、赤字補償についてもその主旨を貫徹すべく立案しているのである。

これに対して民主党は「石炭増産緊急措置要綱案」を同年七月八日に決定し、社会党案の本社と現場との分離政策に対抗して、企業経営権の尊重を建前として次のような資金規定を示している。

#### 第十四 融資および炭代支払

一、設備資金は現在通り原則として復金よりの融資による。

二、運転資金は、復金よりの融資と併せて可及的に市中銀行

の資金を動員する。このため復金の保証による融資を活用する。

三、融資は企業ごとに行う。

四、生産資金計画にもとづき、関係金融機関と協議して定められた企業別資金需要については、臨時資金調整法関係の手續を簡素化する。

五、配炭公団よりの炭代支払は原則として企業ごとに行う。<sup>4)</sup>なお資金計画は地方炭鉱管理委員会の作成する石炭生産計画のうちにくまれ、地方石炭局をへて石炭庁で集成されることになっている。

国家管理の性格と形態をめぐる与党内の対立、右にあげた資金規定に関するものは氷山の一角であるが、これからも推測しうるごとくその基本的な対立の渦中からつきあげられた「管理法」案は、結局与党三派の歩みよりという妥協修正の結果、本来的な社会化原理は蟬脱して、管理の対象と方式ならびに機構の規定に終始した形骸的な法案となった。資金に関する条項はそれが経営権とからみあうところから意識的にスポイルしたものとおもわれる。

- (1) 石炭鉱業に対する政府補償金制度は昭和一三年九月の販売統制(消費者価格トン二〇円一三銭)実施のための価格差補給金制度にはじまる。すなわち一五年下期から買取補償金制度、八年からは販売価格据置補給金制度が併用さ

石炭鉱業国家管理における経理、資金の問題

れた。この結果生産費に対する補給金のトン当り比重は一五年下期八・九%、一七年下期二二・四%、一八年下期三六・三%、一九年下期六〇・八%、終戦の二〇年上期では七六・四%に達した(運輸有鉄道総局総務局編 石炭鉱業の展望 昭和二年、一六八―一九頁。三菱経済研究所 石炭経済の基本問題 昭和二年、五〇―二頁参照)。

(2) マック書簡では、炭鉱運営における食糧、原材料、労働などの問題は行政措置によって解決しうるが、所有権および金融関係の問題は早急に考慮すべきであるとして、次の一点を指示している。

「(A)日本の炭鉱業はあらゆる経済活動ときわめて密接に関連しており、したがって国有化の提案を検討する理由が充分ある。現在の補償金支払は売却価格より多いのが普通で事實上政府資金で賄われているも同然である。また戦前戦時を通じて経営の大半は政府が国策会社たる日本石炭株式会社を通じて決定した。もしも公共事業として炭鉱業が国有化されるべきであるとしたならば、炭鉱の大所有者たる財閥の解体が行われ、日本の全般的金融再編が実施されていくこの機を逃さず近き将来に実施すべきである。

(B)もしも炭鉱業を国有化しないことに決定するならば補償金支払の問題に特別の注意を払わねばならない。石炭は日本経済の基礎をなすものであり、石炭の多寡及び価格は

第八十三卷 一八七 第三号 四一

まず少くとも他の商品の大部分の多寡を決定する。事情がかくのごとくであつてみれば、日本政府が現に行つてゐるようにただ単に要求された損失を補うため日本石炭鉱業會に巨額の金を与えることは不適切であり、拙策といわなくてはならない。

したがつて問題を検討すると日本の石炭補償金制度の完全な改革が必要なることが明らかとなる（運輸省鉄道總局 総務局 前掲書、一七六頁）。

- (3) 菊池勇夫編著 臨時石炭鉱業管理法の研究 昭和二八年 第三部資料、四三頁。

- (4) 同上書、四八一頁。なお七月三十一日発表の安定本部案を修正した國民協同黨案は資金規定はなく、また共產黨案では完全な國有人民管理を謳つてゐる（同上書、五〇—三頁参照）。

ここで経営者側の國家管理に対する意向を一瞥しよう。

いふまでもなく炭鉱経営者としては当然に烈しい反対運動を展開した。まず公式声明としては二年八月二日に日本石炭鉱業會は業者の總意による絶対反対を表明した。すなわち國家管理が官僚統制の弊を助長し、事業経営の本質を破壊すること。管理適用が業者側には予測しえないために、長期計画経営が不可能となること。さらに生産協議會が不当に経営権を制約する

ことの三点をにかけて、管理法法案は「イデオロギーにもとづく機構いじりに外ならない」とし、その強行がかえつて減産を招来するものとして撤回を要望した。このような経営者側の態度は法案審議過程における執拗な反対運動となつてあらわれ、自由党を通じての審議引きのばし工作はもちろん、いわゆる國管疑獄事件すらおこなわれたのである。ところで資金經理に関する経営者側の正式意見を、二年一〇月三、四日の國會鉱工業委員會公聴會での経営者側代表の公述に求めてみよう。これを要約すれば次のようである。

すなわち法案には資金活用に關する規定はなく、従つて管理の運用過程で別途に寄与せんとするのであるが、國管方式の適用によつて國家資金が殖える筈はない。それは國管の有無にかかわらず政府の責任をもつて決しうる筈である。また資金効率についても、本社と炭鉱の機能を分断した形のもとで石炭局長がどれほど寄与をなしうるか。さらに資金繰りも本社と炭鉱を綜合した信用のもとではじめて可能な現状である。これが官僚の手で能率的になしうるか疑わしい。しかも管理委員會は能動的な機能はなく単に資金需給状況を聞くにすぎない。およそ資金運用は一カ所にセーブして適時適所に活用すべきであるのに、地域別炭鉱別に資金需給をみるとすれば、資金総額はさらに膨脹するであろう。また資金充當を石炭局長の指揮下におくならば、時間的なズレとこれにともなうコストの加算により、

はなはたしく非能率である。従って資金に關しても法案は全く無力であるという。要するに官僚經營の非能率性に根拠をおいた批判といえよう。

このような情勢の中で資金規定をもたない管理法は政府原案のとおり成立した。そして国管下の資金は安定本部の産業資金計画の一部として取扱われることになったが、具体的配分ではさらに復金の二重査定をうけ、資金調達と資材充足との時間的ギャップが炭鉱經理を圧迫するのみならず、地方別石炭行政を重視して炭鉱管理者をとおしての現場管理による増産第一主義の意図が、この面からうち破られてくる状態となったのである。いわば国管体制下にも資金經理の部面をとおして、炭鉱資本はあくまで經營権を確保しえたのであり、さらにこれを拠点として炭鉱国管をば資本的再建のために自家棄龍中のものたらしめたのである。

炭鉱国管問題のアルファでありオメガでもある資金問題は、諸勢力の政治的な牽制の焦点として、埋没されたまま国管の実施となったのである。次に資金經理にかかるあいまいさを内包した国家管理のもとに、どのような事態が展開されたかをさぐってみよう。

- (5) 日本石炭鉱業連盟編 石炭労働年鑑 昭和二三年版、五三〇頁参照。

- (6) 山本勝也 臨時石炭国家管理法批判(中央労働学園労働

石炭鉱業国家管理における經理、資金の問題

問題調査所編 産業国管と労働者階級 昭和二四年所収) 八一頁。

- (7) 小島慶三著 日本経済と経済政策 昭和三二年、三一九頁。

## 二 戦後の石炭鉱業經理

戦時経済の中から生まれた価格差補給金制度は戦後もひきつづきとられた。そして昭和二二年下期からの消費者価格二本建制の実施以後も、金融硬塞やインフレによる賃銀高騰の經濟情勢のもとに、価格統制の裏打ちをなす補給金は累積的に増大して、國民經濟へおよびす悪影響の点からその改革が要望されるにいたった。二二年七月の炭価改訂はこの情勢のなかからうちだされたものである。

ここに昭和二一年四月から二二年七月にいたる間の經理を概観しよう。すなわちトン当り送炭原価と買取価格との(赤字分)差は二二年四月の五四円から同年一〇月には二〇五円となり、ついで一月には買取価格が従来の一〇〇円から三四六円に改訂されたために五九円に減少した。けれども生産費の統騰は翌二二年三月には送炭原価を六五三円に上昇せしめ、赤字分は三〇七円となった。この傾向は二二年度にもひきつづいて、新炭価改訂直前の六月では実に六九一円の赤字を計上した。かくてこの期の赤字累積総額は八億五五〇〇万円にのぼった。これ

に対して二二年四月には損失補償金六四億七三〇〇万円の交付があった。また融資としては、赤字金融、運転資金、質上融資など総額約六一億円の借入が、復興金融庫(二二年一月以前は興銀復興金融部)、市中銀行をとおしておこなわれた。この借入金は、炭代増収による返済額約四億円のほかはすべて補償金の交付をもって返済した。二二年七月五日現在の純赤字額としては一六億八二〇〇万円が残されたのである。

原価高による採算割れの状態は同年七月六日からの損失補償主義を廃止した新炭価制度のもとでも改善されなかった。すなわちトン当り赤字は七月ですでに二四一円を計上し、同年二月では五三〇円、二三年三月には更に一一三七円となった。これらの赤字は補償金撤廃のために全額が企業負担となるわけであるが、その赤字状況は七月六日以後の第二・四半期二三億円余、第三・四半期三六億円余、第四・四半期では六五億円、計一一二億〇五〇〇万円であり、これに対する借入金総額は六一億六五〇〇万円、不足分は未払債務の形で炭鉱経理の中にコゲついたわけである。

右を総括すれば、一応石炭鉱業の再開期と目される昭和二一年四月から国家管理実施直前にいたる間に、赤字総額は一九九億八四〇〇万円を計上し、これに対して六六億八八〇〇万円の政府補償金交付と一四七億〇九〇〇万円の借入金によって経営の維持を図ったわけであるが、借入金の内約六五億円を補償金

から返済(三月末現在)しているので、その借入金残と純赤字額との差額約五一億円の融資不足をきたし、これが関連産業への未払金の増大となってあらわれたのである。

このような経理悪化に対して、政府は二二年一〇月末に「炭鉱特別運転資金融資要綱」を発表して、従来の放漫な炭鉱融資を改めて、炭鉱経営の合理化と生産の増加に直結する融資体制の確立および融資の適正確保のための経理監査をおこなうことを策定した。この「要綱」が確実に施行されたならば、当然そこに経営の合理化と健全化をとおして、企業整備が日程にのぼらざるをえないのであるが、すでに見た同年度の経理事情からは、「要綱」そのものがどれほどの効果をもったか疑わざるをえない。

(8) 石炭労働年鑑 昭和二三年版、八〇—一頁参照。

(9) 日本石炭協会 石炭統計総観 一九五〇年版、三〇—一頁参照。

(10) 石炭労働年鑑 昭和二三年版、八一—二頁参照。なお二二年九月に二億円余のスライド貸銀補償が交付された(日本石炭協会 前掲資料、三一六頁参照)。

(11) この総括金額は日本石炭協会 前掲資料、三一〇—一、三一六頁から算定したために、註(8)、(10)による金額とは若干相違がある。また未払金として二二年度末には物品費関係二七億円、貸銀、税関係三七億円があったといわれる(石

炭労働年鑑 昭和二三年版、八二頁参照。

なお現実の資金繰りから公団融資、他産業からの融資を利用したもののようであるが（同上書、八三頁参照）、資料の關係から本稿では表面的な赤字額と融資との問題に限定せざるをえなかった。

(2) 菊池勇夫編著 前掲書 第三部、三五頁参照。

### 三 国家管理下の赤字問題

国家管理の実施年度たる昭和二三年度における赤字および融資の状況を、前項の集計と関連して示せば第一表のとおりである。すなわち同年四月から六月二二日までの間に八六億円を上廻る赤字が計上された。これはすでに述べた前年七月の新炭価制度が生産費の統廃によってくずれていく状態を示している。やや具体的にこれを見れば二三年四月には送炭原価は二二五四円となつて一二四六円の赤字をだし、ひきつづいて五月には一四三〇円、六月一八一円の赤字を示した。この生産費高の趨勢に対して、六月二二日芦田内閣は三七〇円貨銀ベースによる物価改訂をおこない、石炭生産者価格も九五六円〇八銭から二三八八円五三銭へ二・五倍の引き上げをおこなつた。そしてこの炭価改訂以後の赤字額は九月の三八三円を最高として、安定化政策の展開のうちに漸次低下の一途をたどつたのである。すでに第一表にみたように国管実施と同時に、全炭鉱は約

石炭鉱業国家管理における経理、資金の問題

第一表

炭 鉱 赤 字 , 融 資 状 況

(単位百万円)

年 月 日	21.4.1~ 23.3.31	23.4.1~ 23.6.22	23.6.23~ 24.3.31	累 計
赤 字 総 額	19,984	8,660	7,322	35,966
国 庫 補 償	6,688	—	13,353	20,041
純 赤 字 額	13,296	8,660	(-) 6,031	15,925
借 入 金	赤 字 融 資	6,542	—	—
	運 転 資 金	8,167	7,262	—
	計	14,709	7,262	21,971
	返 済 額(1)	7,678	367	10,794
借 入 残(1)	7,031	6,895	(-) 10,794	3,132

(註) (1) ……昭和24年3月末現在。

日本石炭協会 前掲資料 310—1頁,316頁より算定。

三三億円にのぼる純赤字をかかえていた。このうち特に炭価政策の改訂をみた昭和二年七月六日以降の新勘定における赤字は二二年度のみで一八億二八七〇万円を計上し、二三年度では四月以降六月二二日までの期間に八六億六〇〇〇万円が新たに加算されたのである。

だが右のように膨大な経理悪化の数字が、果して企業経理の実態を正確に表示していたであろうか。そこには後に見るごとく、炭鉱資本の可成りの有意的な操作がふくまれていたのである。

(13) 日本石炭協会 前掲資料、二四六―七頁参照。

(14) 同上書、二一六頁参照。

炭鉱経理の不健全性に対処すべく、安定本部は二二下期に「炭鉱赤字処理方策案」をつくり、「赤字のうち企業の責任とすることが不合理な分は炭価に織り込み、又は国家が補償する。企業の責任に帰すべからざる部分（生産奨励金、貸上融資、所得税会社負担―合計一〇〇億円程度）は特別勘定として棚上げの上、適当な物価改訂の時機に五カ年間に消却するよう炭価に織り込む。五カ年消却の不能の場合は政府が交付公債で補償する」ことを立案した。これに対して業者側は赤字が国家の強制によって生じたとし、全額国家補償すべきものであると主張して全面的な反対を表明し、二三年六月二二日以前の報告赤字差引総額二二三億五九〇〇万円の全額補償要求をうちだしたので

ある。これに対して物価庁は二二年七月六日から九月末にいたる期間の送炭原価の監査によって、約一六%の不正を摘発したので、これにもとづいて業者側主張の二二三億円の赤字を二〇一億円に査定したのである。このため業者側は前記の主張を改めて二〇一億円の交付公債による補償を要求することになった。

かかる炭鉱経理の不明瞭性に対して、国家管理は一つの成果をあげた。管理法第八条による経理監査これである。すなわち二三年七月二六日に上記条項にもとづいて「石炭鉱業監査要綱」が決定され、石炭庁、安定本部、物価庁および大蔵省の関係官によって経理監査班を結成、日銀と復金の協力をえて同年八月上旬から二ヶ月にわたって、一九鉱に対する監査がなされた。この監査結果は一〇月二〇日の全国炭鉱管理委員会経理部会に提出され、報告原価に対して四一九%程度の査定減をみるべきであるとの報告がなされ、ここに石炭庁は前記新勘定赤字総額を二五五億、九三〇〇万円と推定したのである。

序にふれるならば、この監査報告にもとづいて一月三日には統一的会計経理制度に関する総司令部覚書が発せられ、石炭鉱業財務諸表整備統一協議会の設置をみた。そして二四年三月一日全管委にはかつて統一会計制度設定要綱の作成決定をみて、四月一日から指定炭鉱にその実施が要請された。これは同年三月一〇日の「石炭鉱業の安定」に関する総司令部覚書と一体化して、経理面から石炭鉱業合理化への扉をひらいたものとし

て重要な意義をもつものである。<sup>(18)</sup>

(15) 石炭労働年鑑 昭和二四年版、四九―五〇頁参照。

(16) 同上書、五〇頁参照。

(17) 当時の資料による二二三億円の根拠と物価庁査定は次表のごとくである。(単位百万円)

期 間	報告赤字	既補償額	差引赤字	査定減	差引赤字
2222 7.4.1	八、一五	六、四四	一、六一	六六	一、〇五三
2322 7.6.22	二〇、八六	一〇〇	一〇、六六	一、六〇	一、〇六一
合 計	二九、〇一三	六、六四	三三、三三	二、二五	二〇、一三三

(二三・九・六現在日本石炭協会調)

柳瀬徹也 石炭産業の構造的危機 昭和二四年、三四頁参照。

(18) 朝日新聞(縮刷版) 昭和三年七月二七日号。三菱経済研究所 日本産業経済総覧 昭和二四年版、二二九頁。柳瀬徹也 前掲書、三六頁参照。

この監査報告については現在では内容を詳細に知りえないために、重要な問題でありながら割愛せざるをえない。なおその概要については、小島慶三 前掲書、三二―三三頁を参照。

(19) 小島慶三 前掲書、三二―三三頁。石炭労働年鑑 昭和二四

石炭鉱業国家管理における経理、資金の問題

年版、五四―五五頁参照。

さて新勘定赤字総額を右の一五六億円とはじきだした石炭庁は、ひきつづいて「新勘定赤字処理に関する試案」として右総額を全額国庫補償する案を発表した。業者側はこれに対して、さらに金利、強行出炭による労務費と資材経費の追加分など一八億円余、および二二年七月以前の未補償分約一七億円を加算した一九一億円の補償を要求した。亦字処理はこのように管理担当官庁と業者側との対立をうみだすとともに、関係官庁の間でも若干の対立をかもしたが、二三年一二月月上旬にいたり、大蔵省、安定本部、商工省石炭庁の三者間の交渉によって、大蔵案に近い二二〇億円の補償方針が成立し、ついで二四年一月中旬に政府補償一一九億円、企業負担六九億円の決定をみたのである。そしてこの決定にもとづいて同年三月三十一日に「石炭鉱業等の損失補償に関する法律」(法律第一七号)の公布施行をみたのであり、同法の適用によって石炭鉱業は総額一〇七億九四〇〇万円の補償をうけるとともに、別個に生産奨励金と坑内夫賃銀等の税金未払分引当として二五億五九〇〇万円の予算措置をうけ、結局二二三億五三〇〇万円の国家補償を獲得したのである。<sup>(20)</sup>

ここでこの法的措置がどのような性格のものであったかを検討してみたい。すなわち同法成立の背景としては、企業三原則と経済九原則の発表によって展開された新しい事態を想起せざ

るをえない。そこには従来、財政・価格政策の失敗を安直に復金融資に転嫁せしめてきたことから生じた復金融資の不健全性と、かつこれと表裏をなす基礎部門企業の復金依存体制とからうまれる経済の悪循環を清算することが要請されるのである。「損失補填法」はその両面措置としての意味をもつ。

同法の規定内容としては、まず対象部門を石炭鉱業、その他の鉱業、電気事業の三とし、各事業体の責任に帰しえない事由による損失で、生産確保に不可欠と認めるものを補填するものとしている。その損失発生期間としては石炭鉱業では二二年七月六日から翌年六月二日の間として、補填限度額に前記の金額を明示しているのである(第一条)。この補填は登録国債をもっておこない(第二条)、この国債をもって復金債務の弁済にあてうるのである(第三条)。またこれを受領した復金は日銀所有の復金債券の償還にそのまま充当しうる仕組とした(第四条)。なお国債額面額はそのまま債務弁済額となることをも規定している(第三条4)。

右の内容を要約すれば、それは国家の信用創造によって、炭鉱の赤字解消と復金債務の弁済を促進し、さらに復金債の消却をも併せおこなわんとしたものである。いわば政府信用を、政府―炭鉱資本―復金―日銀、の経路を流通せしめることよって、企業の当面する経理破綻を救済し、過大な運転資金融資のこげつきをかかえた復金の不健全性を糊塗するためにとられた

強引な政治的措置であった。

赤字補填は企業経理にとっては運転資金に対する直接的な、かつ無代償の補給であり、現実企業に経営活動をささえてきた流動債務の特恵的減免措置として作用する。いわば企業経営の継続性に決定的な重圧をかける流動債務へのテコ入である。

ところで「損失補填法」の場合、それが炭鉱の国有化へ前進するための代償としておこないうる可能性を回避して、条項からもよみとれるように、国家管理そのものをささないまでも国管をうちだした炭鉱政策の責任の弁済、炭鉱資本に対する国家賠償の性格をもって行われたこと。それは二二年七月からの政府補償停止の政策を否定するとともに、前述のような不確実な報告赤字を作出する炭鉱資本の性格、具体的には国家資金依存体制のもとで、経営者意欲を喪失して、有意的な経理悪化を媒介としてインフレ利得と政府補償の上に安住し、これによって自らの資本力の温存と充実をはからんとする経営政策を容認するという形でなされたところに、わが国の炭鉱国家管理をめぐる基本的な問題がよこたわると考えるのである。

このことはさらに復金融資とその返済の状況を併せながめるとき、一層あきらかな姿であらわれてくる。

(20) 石炭労働年鑑 昭和二四年版、五〇頁。

(21) 石炭庁案に対して、安定本部と物価庁では、炭価引上を誘い他産業へ悪影響をおよぼすことを考慮して、補償額は

九三億円程度にとどめるべきであると反対した（同上書、五〇頁参照）。

⑳ 朝日新聞（縮刷版）昭和二三年一月一日号、同二四年一月二〇日号参照。

㉑ 日本石炭協会 前掲資料、三一六頁参照。

㉒ 法務大臣官房編 現行日本法規（一八）第九編財務⑥

第四章収入 第二節國債 第三款内國債、二一九頁参照。なお本登録國債の条件は、「(一)交付価格 額面百円。(二)償還期限十年。(三)利率 年五分五厘。」となっている（第二条2）。

#### 四 国家管理下の復金融資

昭和二一年一月二月に、いわゆる傾斜生産方式が確立されてからの石炭鉱業に対する融資は復興金融庫をとおしての政府資金によってその大部分をまかなった。例えば二一年六月から二三年七月までの期間に、炭鉱赤字融資および運転資金融資では、借入総額二二〇億円、うち市中銀行からの融資は九億七〇二〇万円<sup>(25)</sup>で、その比重は僅かに四・七五%である。流動資金ですらかくのごとき状況であるから、設備資金については市中銀行からは恐らく皆無であり、復金一辺倒の体制であったと推測できよう。

いうまでもなく、このような融資事情は、復金設立の主旨か

ら対石炭鉱業融資が重視されたことに起因する当然の帰結であるが、なおこれらに関する若干の指標をみよう。

まず石炭鉱業への全金融機関融資残高に対して、復金融資が占める比重は二二年九月は九三%<sup>(26)</sup>、二三年六月では八一・七%、同年下期平均は七〇%であった。また復金融資対象としての石炭鉱業部門の重点性について、復金貸出総残高における同部門借入残の比重をみれば、二二年上期末 三五%、二三年上期末 三六・六%、同下期末 三五・二%となっており、他の部門借入残の比重にくらべ（例えば二三年下期末では、石炭について、公団一三・八%、電気七%、化学工業七・六%、機械器具四・九%など）圧倒的な比重を持続していたのである<sup>(27)</sup>。

このように特惠的に投入された復金資金は、どのような形で炭鉱業の中に入ったのであろうか。これについて年次別に設備資金、運転資金としての借入額を示せば第二表のとおりである。この表からもわかるように、二二年下期までは運転資金の比重が可成り大きく、しかもこれに一般設備、炭住資金の流用が若干加わることを推測すれば、融資額の半分は運転資金として使用されたものと見ることができであろう<sup>(28)</sup>。このような復金融資における運転資金貸出の増大傾向について、その健全化と効率の適正をはかるべく、二二年一〇月末に「炭鉱特別運転資金融資要綱」の決定をみ、融資と経営合理化および出炭増加の抱き合せを策定したことはすでにふれたところである。

第二表 石炭鉱業復金融資借入額推移 (単位百万円)

併 入 年 次 期	設 備 資 金			運 転 資 金	合 計
	一 般 設 備	炭 住	計		
21年 上	—	—	—	350	350
21年 下	974	197	1,171	1,455	2,627
22年 上	1,862	4,085	5,947	4,518	10,466
22年 下	3,971	3,358	7,329	6,215	13,544
23年 上	6,181	7,847	14,028	7,262	21,290
23年 下	4,708	—	4,708	—	4,708
そ の 他				121	121
合 計	17,696	15,488	33,184	19,921	53,105

(註) 「その他」は整理救恤資金等。21年上期は興銀復興金融社部。  
単位未満四捨五入。日本石炭協会 前掲資料 313頁より作成。

石炭鉱業国家管理における経理、資金の問題

そしてこの運転資金貸出引締めの方策のあと二三年国管年度には二六〇億円、内訳として運転資金七二億円、一般設備資金一〇九億円、炭住資金七八億円(20)の融資をうけたのである。

第八十三卷 一九六 第三号 五〇

昭和二九年、五四頁参照。

日本石炭協会 前掲資料、三三三頁参照。

柳瀬徹也 前掲書、三三三頁。

石炭労働年鑑 昭和二三年版、八三三頁参照。

右の昭和二三年度における各資金の融資事情についてみれば次のごとくである。すなわち運転資金では六月の未払資材引当(30)としての約一〇億円をのぞいて、他はすべて赤字融資であった。かかる融資の不健全性に対する改革政策は、前年度に引きつづく資金規制の措置としてうたれ、物価改訂にともない七月一二日に復金インフレ防止を目標とする「価格補正に伴う当面の産業金融対策」、「融資準則改正」の発表となつてあらわれた。そしてこれにより復金融資における赤字融資の排除と運転資金融資の原則的停止が確認されたのである。

一般設備資金については、出炭目標の達成に必要な工事に關する融資として、上期に六二億円、下期には九五億円を工事許可枠として容認したが、上期融資実績は殆んど総枠を充たしたのに対し、下期分は半額の四七億円にしか達しなかつた。また炭住資金では上期建設計画四三〇〇戸に対し、移改築、修理をふくむ九六億三九〇〇万円の融資枠が決定され、七八億円の融資の実現をみた。これに対して下期では上期工事の遅延と資金状況の硬塞によって許可をえなかつた。

日本石炭協会 前掲資料、三一〇頁参照。  
松岡瑞雄 戦後九州における石炭産業の再編成と合理化

よるな融資削減をきたしたのは、安定政策につながらる諸施策の転換によることはあきらかであるが、また融資における計画と実現との時間的ズレについても注目すべき事態があった。例えば二年度下期分の一般設備資金八億円と炭住資金一五億円が二三年度第一・四半期に繰延べられたのにつづいて、二三年度上期では一般設備資金一〇億円と炭住資金五六億円が下期へもちこしとなっており、第四・四半期では経済九原則による金融引締め政策によって、融資査定<sup>(33)</sup>の強化圧縮の方針にもとづき、資金を緊急工事にのみ重点的に使用することを余儀なくされて、他は繰延あるいは工事中止の処置をとらざるをえなくなった。なお炭住資金は総司令部より一応需要を充足する域に達したとして融資抑制の指示がでたのである。

このような事態は、本稿当初にふれた管理法案の資金調整に関する業者側の反対論拠が一応あたってはいるわけであるが、すで見たところからは、それが単に国家管理

### 第三表

石炭鉱業復元金融借入額比重および返済額（生産量比重追録）

借入 年 期	一般設備		炭住資金		運転資金		総 額		生 産 量	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
21. 上	—	—	—	—	73.5	26.5	73.5	26.5		
21. 下	61.0	39.0	100	—	75.2	24.8	71.6	28.4	73.1	26.9
22. 上	73.5	26.5	73.3	26.7	72.0	28.0	72.8	27.2		
22. 下	76.6	23.4	68.0	32.0	74.0	26.0	72.7	27.3	71.4	27.4
23. 上	79.1	20.9	76.0	24.0	69.4	30.6	75.0	25.0		
23. 下	80.6	19.4	—	—	—	—	80.6	19.4	69.8	30.2
計 比	77.4	22.6	73.8	26.2	72.0	28.0	74.3	25.7	71.4	28.6
返 済	199	212	289	113	12,227	4,965	12,716	5,290		
C	—	77.3	—	—	11,632	4,726	11,632	4,803		
残 額	13,487	3,797	11,142	3,944	2,111	618	26,740	8,359		

(註) A…大手筋19社(三井、三菱、北炭、貝島、明治、井原、日鉄、日本、古河、雄別、宇部、麻生、杵島常盤、大正、昭電、大日本、昭和、太平洋)。

B…中小鉱。

C…返済額中国補償による額。

返済・残額・単位100万円(四捨五入)。生産量は年計比重。

日本石炭協会 前掲資料 313頁より作成。生産量については三菱経済研究所 前掲書225頁より算定。

体制、あるいは官僚統制一般としての管理機構から生ずるべき問題というよりはむしろ国家資金に依存せる企業体制自体にその根源をもとめるべきであらう。いふなればかかる事態を内包する国家資金への依存をとおしてこそ、破局的な炭鉱資本の再建が可能であつたのである。しかもその中からも炭鉱独占資本はみづからの優位を、中小炭鉱資本に対して、着実にきづきあげていったのである。この点についてやや具体的にふれてみよう。

復金融資の推移における大手筋一九社と中小炭鉱との比較をみれば第三表のとおりである。すなわち終戦以後年をへるに従つて、大手筋<sup>34)</sup>炭鉱独占資本の厚遇傾向が強まってきた。

もちろん戦後の国家資金の石炭鉱業への撒布政策は中小炭鉱へも一応の均等をみせ、このため二一二年には復金融資めあての中小零細炭の簇出という事態もあらわれたのであるが、その中で二三年七月からの炭価、資材政策が大手筋優遇の体制を樹立したのと関連して、資金面でもまた同様の裏付け措置がとられたことを示すものといえよう。事実翌二四年からの復金融資切りにかわる見返資金政策では、融資先を企業別に厳選し、大手筋への融資集中が一層高度化され、明確化されている。

34) 日本石炭協会 前掲資料、三一〇頁参照。

35) 三菱経済研究所 前掲書、三二頁。朝日新聞(縮刷版)

昭和二三年七月一三日号参照。

36) 炭住資金は戦後出炭回復を労働力の投入によって遂行せ

んとする政策の一環として、二二年一月閣令第二号により「臨時炭鉱労働者住宅建設規則」を制定、まず「昭和二一年度下期炭鉱労働者住宅建設計画実施要綱」の閣議決定をみた。これにより資金はすべて復金から融資され、かつ借入金償還費用は炭価におりこみ、企業の負担にはしないむねを明示したのである。

上記規則は二四年五月二八日廃止されたが、二二年度以後二四年一〇月の報告切込に至る期間、新築住宅三万八四九一戸、新築合宿所、厚生施設三六四〇戸、移改築一万七六一五戸、修理四万四七五九戸の建築完成をみた。なお二一年度分としてこの外に新築住宅二〇一六戸がある(運産省官房調査課編 戦後経済十年史 昭和二九年、一四九頁。日本石炭協会 前掲資料、二三五頁参照)。

37) 石炭労働年鑑、昭和二四年版、五三―四頁。

38) 特に年産五万トン以下の零細炭数が二一年二九七鉱から二二年三五七鉱、二三年四八九鉱と増加しているのは、一つの証左とみることができよう(日本石炭協会、前掲資料、一三頁参照)。松岡瑞雄 前掲書、六〇―一頁参照。

39) 石炭鉱業に対する見返資金は、二四年度四一億円が二六補へ、二五年度には二三億円が八社へ融資されたが、これらは大手筋と強粘結炭をだす二、三の中小炭鉱に限定された(松岡瑞雄 前掲書、八五―六頁)。

第四表 全炭鉱国家資金借入残推移

(単位10億円)

年度末	復興金融金庫					見返 資金	開発 資金	合計
	一般 設備	炭 賃	住 宅	運 賃	転 金			
25. 3	17.2	15.0		2.6	34.8	3.8	—	38.6
26. 3	16.5	14.7		2.1	33.3	6.2	—	39.5
27. 3	15.6	14.3		1.5	31.3	5.9	3.4	40.6
28. 3	14.8	0.3		0.92	6.0	5.0	7.2	38.2
29. 3	13.2	8.8		0.3	22.3	4.2	10.9	37.4
30. 3	11.9	7.7		0.2	19.8	3.6	12.0	35.4

(註) 日本石炭協会調査部財務課編 財務関係一八社集計資料 (25年下期~29年下期) 11頁より作成。(億円以下四捨五入)。

さて復  
金融資の  
返済はど  
うであつ  
たるうか。  
全般的な  
状況はす  
でに第三  
表にみた  
ところ  
ある。赤  
字、運転  
資金に関  
する返済  
事情につ  
いては前  
にふれた  
設備資金  
については  
二四年  
は二四年  
一二月末  
では殆ん

第五表 大手筋一八社設備資金借入残高推移

(単位10億円)

機 関 年度末	国 家 資 金					市中 銀行	合計			
	復金 (%)	見返 (%)	開銀 (%)	計 (%)						
25. 3	24.6	76.4	3.7	97.5	—	—	28.3	78.5	2.7	31.0
26. 3	23.6	75.5	5.8	93.5	—	—	29.4	78.5	4.3	33.7
27. 3	22.4	75.0	5.5	93.2	2.4	70.6	30.3	77.5	4.5	34.8
28. 3	18.6	74.0	4.8	96.0	5.0	69.5	28.4	76.1	6.5	34.9
29. 3	16.2	73.6	4.0	95.0	8.2	76.0	28.4	76.7	9.7	38.1
30. 3	14.0	71.3	3.4	94.5	9.4	78.5	26.8	76.0	11.4	38.2

(註) %は同機関全炭鉱借入残に対する比重。復金借入残は一般設備炭住両資金分。市中銀行は設備融資分のみ。大手筋一八社とは第三次註記から昭和電工を除く。日本石炭協会調査部財務課 前掲資料8.11頁より作成(億円以下四捨五入)。

ど返済さ  
れておら  
ず、しか  
も七三三  
〇万円余  
の返済は、  
二四年三  
月末の国  
家借債の  
うち、中  
小炭鉱の  
うちで運  
転資金借  
入を返済  
した残余  
分をふり  
むけたも  
のである<sup>35)</sup>  
から、自  
力返済は、  
融資総額  
の僅かに

石炭鉱業国家管理における経理、資金の問題

第八十三卷 一九九

第三号

五三

二・二%にとどまったことになる。もちろん設備資金としての復金融資は、本来的に長期融資であるから、右の時期においてかかる実状にあることは当然であるが、この時期以後三〇年三月末にいたる復金借入残の推移を、見返資金、開発銀行借入残との関連のもとに見れば第四表のとおりである。そこには二四年からの復金貸出停止以後、二六年三月までは見返資金に、それ以降は開発銀行によって融資の肩替りがなされたことを知りうる。

またこれを大手筋一八社について一覽すれば第五表の示すごとく、設備融資における炭鉱独占資本に対する国家資金の厚遇政策を認めるとともに炭鉱合理化がすみ経営が軌道にのるにつれて、市中銀行からの設備融資に代替されていく傾向を把握することができる。

復金融資をめぐる炭鉱国家管理の資金問題は、さらに大きな戦後の炭鉱政策の帰趨においてながめるとき、それは国家資金による炭鉱資本の再建と炭鉱独占資本の厚遇政策の第一階梯であったのである。

(例) 日本石炭協会 前掲資料、三三三頁参照。

## むすび

戦後の日本経済に産業社会化への期待をもってあらわれた炭鉱国家管理は、すでに法的成立過程において本質的な社会化原

理を疏外して、単なる増産原理に代位された臨時措置になりおわった。そして生産に関する国家管理という形式は、破局的な炭鉱資本を、特にその中核をなす石炭鉱業独占資本の破端を国家の手で建直すべき政策路線の開設点たる使命を与えられた。この基礎固めは炭価、資材政策でおこなわれるとともに、資金政策において仕上げられたのである。経営権を尊重してなされた国家管理、これを横幹としての石炭鉱業独占資本の再建、それは昭和二四年以後の合理化過程から統制撤廃の段階をへて、基礎産業へ高炭価問題をなげかけ、さらに二八年のエネルギー綜合対策としての「堅抗開きく五カ年計画」へ進展すべき政策起点であったのである。

かかる意味において炭鉱国家管理を懐疑するとき、そこには政治過程をもふくむ独占資本の運動における日本の特質の具体的な表象を理解することができるのである。

—以上—